

発委第1号

令和6年3月26日

丹波篠山市議会議長 小島 政行 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 足立



専決事項の追加指定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに  
会議規則第14条第3項の規定により提出します。

## 専決事項の追加指定について

丹波篠山市議会の権限に属する事項中、次の事項は、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項に指定する。

- 4 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金、地方債、基金積立金等の予算調整に伴う歳入歳出予算の補正に関するもの
- 5 法律上、市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を決定（交通事故による場合は、自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約等により支払われる保険金の範囲内で、かつ300万円以下である場合に限る。）及び、和解に関するもの

### （4項目目の追加提案理由）

毎年、年度末に市税や譲与税・交付金、特別交付税等の確定による増減や、確定した事業費に対する財源の組替えや各種基金への積み立てについては、上記3項目の専決事項の指定には、文言として明記されていないので、明確に掲載したほうが分かりやすく処理しやすいことから、「会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金、地方債、基金積立金等の予算調整に伴う歳入歳出予算の補正に関するもの」という項目を追加するものです。

### （5項目目の追加提案理由）

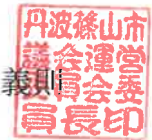
損害賠償額の決定や和解については、被害者との交渉等は損害保険会社あたり、示談の内容が決まり次第、市にその内容が打診され和解を結ぶことになっています。和解（示談）については、相手方との関係上、内容が決定次第、早期に締結する必要があります。損害賠償額の小さな物損事故や軽微な傷害事故等については、示談成立後、直ちに処理を行うために、「法律上、市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を決定（交通事故による場合は、自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約等により支払われる保険金の範囲内で、かつ300万円以下である場合に限る。）及び、和解に関するもの」という項目を追加するものです。

発委第2号

令和6年3月26日

丹波篠山市議会議長 小島 政行 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 足立



丹波篠山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに  
会議規則第14条第3項の規定により提出します。

(提案理由)

令和5年3月の地方自治法の改正によって、議員個人による市との請負が300万円までは、規制の対象から除かれることとなったことから、請負状況を公表することで透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として制定しようとするもの

## 丹波篠山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、丹波篠山市議会議員（以下「議員」という。）が丹波篠山市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における丹波篠山市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。